

2019年全国家計構造調査 利用上の注意 (2021年8月31日版※)

※今後、結果公表の進捗等に伴い追記・修正することがあります。

全国家計構造調査の統計表をみる際は、以下の点に御留意ください。

(1) 調査時期 (家計収支に関する結果)

2019年全国家計構造調査の「家計収支に関する結果」は、原則として10月・11月の収支を調査した結果であり、通年の収支を調査したものではありません。家計収支には季節性がありますので、10月・11月の収支内容がそのままその年の収支内容を代表するものとはなりません。また、2019年10月の消費税率改定など、制度変更の影響にも御留意ください(詳細は別紙1参照)。

(2) 調査の範囲

2019年全国家計構造調査は、全国から無作為に選定した約90,000世帯を対象として実施しましたが、次に掲げる世帯は、世帯としての収入と支出を正確に計ることが難しいことなどの理由から、調査の対象から除外しています。

- ・ 料理飲食店、旅館又は下宿屋(寄宿舍を含む。)を営む併用住宅の世帯
- ・ 賄い付きの同居人のいる世帯
- ・ 住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯
- ・ 外国人世帯(世帯に日本語での調査票記入ができる者がいない世帯)
- ・ 学生の単身世帯
- ・ 15歳未満の単身世帯
- ・ 社会施設又は矯正施設の入所者(例:介護保険施設)
- ・ 病院及び療養所の入院者
- ・ 自衛隊の営舎内居住者

(3) 集計体系による結果の違い

2019 年全国家計構造調査において作成する統計は、下表の三つの集計体系によって構成されています。

集計体系	家計総合集計体系	所得資産集計体系	個人収支集計体系
集計対象 世帯	基本調査 家計調査世帯特別調査(※1) 全国単身世帯収支実態調査(※2)	簡易調査 基本調査 家計調査世帯特別調査 全国単身世帯収支実態調査(※2)	個人収支状況調査
集計に用いる調査票	家計簿(10月)(※1)(※3) 家計簿(11月)(※3) 世帯票(※3) 年収・貯蓄等調査票(※3)	世帯票(※3) 年収・貯蓄等調査票(※3)	個人収支簿 世帯票(家計調査) 年間収入調査票 (家計調査)
標本規模	約 4.8 万世帯	約 9.2 万世帯	約 900 世帯
公表体系	家計収支に関する結果 年間収入・資産分布等に関する結果	所得に関する結果 家計資産・負債に関する結果 年間収入・資産分布等に関する結果	個人的な収支に関する結果

※1 「購入先」及び「購入地域」を調査していない。

※2 全国・都道府県集計では集計対象に含め、県内経済圏・15 万以上市集計では集計対象に含まれない。

※3 家計調査世帯特別調査では、「家計調査世帯特別調査票」と家計調査の「世帯票」、「年間収入調査票」、「貯蓄等調査票」、「家計簿」により調査している。

集計体系により集計に用いる調査票や調査対象世帯が異なるほか、同じ集計体系でも統計表により主な目的として集計する項目が異なるため、集計対象が異なる場合があります。例えば、分類項目「購入先」又は「購入地域」を含む統計表では、11 月分家計簿のみを集計対象とし、10 月分家計簿は集計に含めていません。このため、10 月分及び 11 月分家計簿を集計に用いる統計表（分類項目「購入先」又は「購入地域」を含まない統計表）とは、同じ「消費支出」でも金額が異なります。

(4) 標本誤差

全国家計構造調査は標本調査であり、結果には標本誤差が含まれます。一般には、標本規模が小さいほど標本誤差が大きくなりますので、利用に当たっては統計表の集計区分ごとの「集計世帯数（概数）」の違いに留意が必要です。もし標本規模が十分でない場合は、下記の算出例を参考に、複数の区分を合算（「世帯数分布」をウェイトとして加重平均を行う。）

¹ 購入頻度の少ない高額商品・サービスの支出（例：「自動車購入」）については、その購入頻度の少なから集計結果の誤差が大きくなる場合があります、調査結果の利用に当たっては注意が必要です。

した上で結果を利用することも御検討ください。

(参考) 2019 年全国家計構造調査では、都道府県別消費支出(総世帯)について、集計世帯数 800 世帯程度の場合で標準誤差率が 3 %程度となることなどを目標に標本設計がなされています。なお、実際に達成された標準誤差率については後日、詳細な結果を公表する予定です。

<加重平均の具体的な算出例>

年間収入階級区分 A と年間収入階級区分 B を合算し、年間収入階級区分 C (A, B を合算)の加重平均を算出する場合

$$\text{○加重平均} = [(\text{世帯数分布 A} \times \text{消費支出 A}) + (\text{世帯数分布 B} \times \text{消費支出 B})] \div (\text{世帯数分布 A} + \text{世帯数分布 B})$$

<年間収入階級区分「100-150 万円」(A) と「150-200 万円」(B) を合算し「100-200 万円」(C) の「消費支出」の加重平均を算出する場合の算出例>

家計収支に関する結果の第 1-21 表から下式で算出

$$\text{消費支出加重平均 C (126, 295 円)} = [(\text{世帯数分布 A (1, 872, 063)} \times \text{消費支出 A (120, 566 円)}) + (\text{世帯数分布 B (3, 204, 171)} \times \text{消費支出 B (129, 643 円)})] \div (\text{世帯数分布 A (1, 872, 063)} + \text{世帯数分布 B (3, 204, 171)})$$

(5) 2014 年調査との時系列比較

2019 年全国家計構造調査の実施・集計に当たっては、調査方法の変更、乗率作成方法の変更等が行われました。このため、2019 年調査結果を前回調査(平成 26 年(2014 年)全国消費実態調査)の結果と時系列比較する場合は、集計区分により以下の集計結果を御利用ください。

・家計収支に関する結果、所得に関する結果及び家計資産・負債に関する結果：

『平成 26 年全国消費実態調査 2019 年調査の集計方法による遡及集計』

・年間収入・資産分布等に関する結果：

『2014 年調査の集計方法による「基本調査」の集計』

ただし、上記の集計結果を利用する場合でもなお、時系列比較を行う際に注意が必要な点があります。別紙 2 を参照してください。

(6) 自然災害の発生に対応した調査方法の一部変更による影響

2019 年全国家計構造調査の実施準備期間及び実施期間中に、数度の自然災害(台風、豪

雨，地震）が発生しました。特に，台風 15 号及び 19 号は東日本の広範囲に甚大な被害をもたらしたため，被災地域で調査票の配布中止，調査スケジュールの変更や調査地域（単位区）の変更を行いました。これに伴い，千葉県下の 4 市町を「家計収支に関する結果」の母集団推計の対象から除外するなどの措置をとっています（詳細は別紙 3 参照）。

（7）総数と内訳の計・分類項目ごとの留意事項

原則として不詳の世帯は総数にのみ含み，内訳項目には含まれないこと，四捨五入による端数の調整を行っていないことから，総数と内訳の計は必ずしも一致しません。なお，分類項目ごとに留意すべき事項については，別紙 4-1，4-2，4-3 を参照してください。

（8）統計表中に使用している記号・秘匿

統計表中に使用されている記号のうち，「-」は該当数値がないことを，「X」は該当数値が秘匿されていることを示しています（記号の凡例，秘匿についての詳細は別紙 5 参照）。

別紙1 調査時期に起因する留意事項

家計収支に関する結果は、2019年10月及び11月の収支を集計したものである^{※1}。10・11月といった特定の時期の家計収支の結果をみる際には、季節性に留意する必要がある。通年調査の結果から得られる季節指数をみると、10月、11月とも100を下回っており、一般的に10・11月の消費支出は年平均値（1月から12月の平均値）に比べやや低い水準であるとみられる^{※2}（参考表1）。

消費税率の改定といった制度変更要因の影響にも留意が必要である。消費税率に関しては、2014年4月1日に5%から8%への改定、2019年10月1日に8%から10%への改定が行われている。消費税率の改定前にはいわゆる駆け込み需要による消費支出の増加、改定後にはその反動による消費支出の減少がみられる。通年調査の結果をみると、2019年10・11月消費支出の2014年10・11月消費支出に対する増減率は、2019年平均消費支出の2014年平均消費支出に対する増減率に比べやや低くなっている。これは、2019年10月が消費税率改定直後にあたり、駆け込み需要の反動減による影響を受けているためとみられる^{※3}（参考表2）。

- ※1 購入先、購入地域に関する結果は11月の支出を集計したものである。
- ※2 季節性（季節指数）は費目や地域等によっても異なり得る。例えば、11月の光熱支出に関する季節性について、北海道のように年間の寒暖差が大きい地域では全国平均よりも季節性が強く出ることが想定される。
- ※3 2019年10月に消費税率が改定されたが、食料品などでは軽減税率の適用により消費税率が変わらなかったほか、幼児教育が無償化されるといった制度改正も行われており、10月の制度改正による影響は費目や世帯属性等により様々であるとみられる。

参考表1 消費支出の季節指数の例

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
季節指数	99.3	92.5	107.7	105.0	100.5	94.0	97.7	99.1	96.0	99.6	96.5	112.1

世帯消費動向指数（CTIマイクロ）基本系列（二人以上の世帯）2019年各月の「消費支出」について「原数値」÷「季節調整値」により算出。「季節調整値」は2020年1月分公表時のもの（毎年1月分公表時に季節調整替えを実施しており、季節指数も改定される。）

参考表2 2014年から2019年にかけての消費支出の増減率の例

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
対2014年(同月)比(%)	-0.7	1.0	-10.5	-0.3	6.1	1.6	2.3	4.9	7.2	-5.3	-2.0	-6.4	-0.5

家計調査（二人以上の世帯）「消費支出」について、2015年～2019年各年の対前年(同月)比から5年間の名目増減率を算出。ただし、2018年・2019年は「変動調整値」による対前年(同月)比を用いた。

別紙2 2014年調査との比較について

2019年全国家計構造調査（以下「2019年調査」という。）と平成26年全国消費実態調査（以下「2014年調査」という。）の結果の比較においては、集計区分に合わせて適切な結果との比較を行う必要がある。集計区分ごとの比較対象は以下のとおり。

○家計収支に関する結果、所得に関する結果及び家計資産・負債に関する結果

2019年調査結果と『平成26年全国消費実態調査 2019年調査の集計方法による遡及集計』（以下「2014年遡及集計」という。）の結果を比較。詳細は「Ⅰ 2014年遡及集計について」及び「Ⅱ 2014年遡及集計結果を見る際の注意点」を参照

○個人的な収支に関する結果

直接比較可能な集計は行っていない。詳細は「Ⅲ 個人的な収支に関する結果について」を参照

○年間収入・資産分布等に関する結果

2019年調査の『2014年調査の集計方法による「基本調査」の集計』と2014年調査結果を比較。詳細は「Ⅳ 年間収入・資産分布等に関する結果について」を参照

Ⅰ 2014年遡及集計について

2014年遡及集計においては、2014年調査結果に対して以下の点を調整した上で再集計し、2019年調査結果と比較できるようにしている。

1 全国単身世帯収支実態調査との傾向スコアを用いた統合

2019年調査では、基本調査等と全国単身世帯収支実態調査を、傾向スコアを用いて統合集計している。2014年調査結果は全国消費実態調査のみによる集計を基本としているが、2014年遡及集計では、2014年調査と2014年全国単身世帯収支実態調査の結果を、傾向スコアを用いて統合集計している。

2 集計用乗率の変更

2014年遡及集計では、2019年調査で用いた乗率作成方法（IPF法、傾向スコア）により乗率を付与し直して集計している。

3 家計簿記入期間の違いの調整

二人以上の世帯について、家計簿の記入期間を2014年調査では9月～11月の3か月間としていたが2019年調査では10月・11月の2か月間に短縮した。家計簿の記入期間の違いによる差を調整するため、2014年遡及集計では10月・11月の2か月間の結果で再集計している。

4 現物の集計方法の変更

2014年調査では、現物のうち「現物支給」、「自家産」、「自分の店の商品」を現金収支

に含めて計上、「もらい物・もてなし」は「現物支出（＝収入：もらい物）」として現金とは別に計上していた。2019年調査では現物のうち「自分の店の商品」のみの調査としたことから、2014年遡及集計では「自分の店の商品」のみ現金収支に計上し、これ以外の現物は除外して再集計している。

5 品目分類と用途分類の集計

消費支出については、「品目分類」と「用途分類」の二つの体系があるが、2014年遡及集計では2019年調査と同様に品目分類を基本とした分類を用いた。ただし、交際費を特掲とし、用途分類による値を大分類（費目）で再現できるようにしている。

6 収支項目分類の組替え

2014年遡及集計においては、別添「2014年全国消費実態調査収支項目分類から2019年全国家計構造調査収支項目分類への組替え表」のとおり収支項目分類の組み替えを行った。

7 COICOP分類の組替え

2014年遡及集計のCOICOP分類集計に当たっては、「6 収支項目分類の組替え」により2014年収支項目分類を2019年収支項目分類に組み替えた上で、2019年収支項目分類の品目分類から2019年COICOP分類へ機械的に組み替えた。

8 家計資産の評価対象の違いの調整

2019年調査では、耐久消費財に関する調査を廃止（「耐久財等調査票」等の廃止）した。家計資産のうち実物資産の評価対象の違いによる差を調整するため、2014年遡及集計では、家計資産総額（純資産総額）について「耐久消費財等資産」を除いて再集計している。

（家計資産の算出における評価対象の違い）

2014年調査

2019年調査

「金融資産（貯蓄－負債）」

「住宅・宅地資産」

「耐久消費財等資産」（耐久消費財，会員権）

「純金融資産（貯蓄－負債）」

「住宅・宅地資産」

9 年収・貯蓄等調査票に係る分類項目の組替え等

2014年遡及集計の年収・貯蓄等調査票に係る分類項目の集計では、以下のとおり組替え処理を行っている。

(1) 所得構成

・下記の項目は、2014年調査の年収・貯蓄等調査票で調査していない、又は2014年

調査では算出できないため、統計表上で「-」を表章している。

「社会保障給付金（公的年金・恩給以外）」、「（再掲）企業年金給付」
「（再掲）個人年金給付」、「年間第一次所得（参考：OECD新基準準
拠）」、「年間市場所得（参考：OECD新基準準拠）」、「年間粗所得（参
考：OECD新基準準拠）」、「年間可処分所得（参考：OECD新基準準
拠）」、「（参考）控除推計金額」、「固定資産税・都市計画税」、「自動車
税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金保険料」、「仕送り金支出」

(2) 資産・負債の種類

- ・2014年調査では、投資信託のうち株式投資信託を「株式」に、公社債投資信託を「債券」にそれぞれ含めて調査しているため、「株式」、「債券」、「投資信託」は、統計表上で「-」を表章している。
- ・2014年遡及集計の「純資産総額」は下式に基づき算出している。なお、「耐久消費財資産」及び「会員権の資産」は含めていない。
「純金融資産」＋「住宅・宅地資産」

(3) 年間可処分所得階級

- ・2014年調査では、「年間可処分所得」をOECD新基準準拠で算出できないため、統計表を作成していない。

10 世帯票に係る分類項目の組替え等

2014年遡及集計の世帯票に係る分類項目の集計では、以下のとおり組替え処理を行っている。

(1) 世帯区分

- ・2019年調査と同様に分類した。なお、2014年調査の「勤労者以外の世帯」は、2019年調査の「その他の世帯」に対応している。

(2) 世帯主の勤め先企業規模

- ・下記の項目は、2014年調査の世帯票の選択肢が対応していないため、統計表上は「-」を表章している。
「5～9人」、「10～29人」、「30～99人」、「100～299人」、「300～499人」、
「（再掲）30～299人」、「（再掲）300人以上」、「（再掲）100～499人」

(3) 世帯主の学歴

- ・2014年調査では世帯主の学歴を調査していないため、統計表を作成していない。

(4) 世帯主の就業時間

- ・2014年調査では世帯主の就業時間を調査していないため、統計表を作成していな

い。

(5) 現住居の所有関係

- ・2019年調査と同様の分類としているが、2014年調査の「民営の賃貸住宅」及び「借間」は、2019年調査の「民営借家」に対応させている。

(6) 住宅ローン返済割合階級

- ・2014年調査では「住宅ローン返済割合」の分母である「年間可処分所得（参考：OECD新基準準拠）」を算出できないため、統計表を作成していない。

11 都道府県内経済圏を構成する市町村

2014年遡及集計における都道府県内経済圏は、2019年調査で設定した都道府県内経済圏と同じ市町村で構成される地域としている。このため2014年調査の結果表とは異なる市町村で構成されている経済圏がある。

12 大都市圏の設定基準

2014年遡及集計における「大都市圏」の構成市町村は、2010年国勢調査の基準に基づき設定している。

II 2014年遡及集計結果を見る際の注意点

調査票の改正等により、2014年調査から2019年調査にかけて記入内容の正確性が高まり、一方で一部の調査事項を廃止するなどした結果、単純な時系列比較に注意を要する以下のような事例が生じている。ここでは「(A) 金額の記入自体に差が生じているとみられるもの」と「(B) 世帯属性等の分布に差が生じたとみられるもの」を示す。

(A) 金額の記入自体に差が生じているとみられるもの

(1) 実収入（勤め先収入）のうち「他の世帯員収入」の増加

2014年遡及結果と比べ2019年結果では、「他の世帯員収入」（家計簿）の金額が増加している。この差には、家計簿を改正し、2019年調査で新たに「Ⅱ口座への入金」欄を設けたことで「他の世帯員収入」の記入漏れが減少した影響も含まれるとみられる。

（各世帯員収入の記入方法の違い）

2014年調査

「現金収入又は現金支出」欄に世帯主、配偶者及び他の世帯員の本給、手当及び控除等を記入

2019年調査

「Ⅱ口座への入金」欄を新設し、本給や手当、控除等を世帯主、配偶者及び他の世帯員ごとに欄を分けて記入

(2) 年収・貯蓄等調査票の「年間収入」の内訳の入り繰り

2014年遡及結果と比べ2019年結果では、年間収入のうち、「その他の年間収入」や「企業年金・個人年金給付」が減少するなどしている。この差には、2019年調査から年収・貯蓄等調査票の「収入の種類」において、項目の細分化・明確化や審査の改善（年金・社会保障給付金の細分化、「その他の年間収入」について名称を記入してもらい、その内容により適切な項目に分類し直す等）が図られたことも影響しているとみられる。

(3) 「自営業主」等の年間収入の内訳の入り繰り

2014年遡及結果と比べ2019年結果では、「自営業主」について「農林漁業以外の事業収入」が増加し、「勤め先収入」は減少している。一方、「会社などの役員」について「農林漁業以外の事業収入」が減少し、「勤め先収入」は増加している。この差には、2019年調査において、世帯主の従業上の地位と年間収入の内訳記入項目との整合性審査を行った影響が含まれているとみられる。

(4) 現居住地の宅地資産のうち「借地」資産の増加

2014年遡及結果と比べ2019年結果では、現居住地の宅地資産のうち「借地」資産が増加している。この差には、世帯票の「地代支払の有無」の審査を簡素化したことによる影響が含まれるとみられる。

(世帯票の「地代支払の有無」の審査方法等の違い)

2014年調査

2019年調査

世帯票の「地代支払の有無」の「支払っている」について、家計簿の記入内容との整合性を審査し、必要に応じて「支払っていない」に訂正（「借地」資産を「所有地」資産に訂正）

「地代支払の有無」の審査では家計簿の記入内容との整合性を審査しない（簡易調査では家計簿を調査していないため整合性審査を行えない）

なお、上記の影響による「借地」資産の増加分に見合って、2019年調査の「所有地」資産は減少方向に影響することとなる。「所有地」よりも「借地」の宅地評価額は低くなるため、「現居住地の宅地資産」及びその上位項目では、上記の影響により2019年調査の資産額がより少なく計上されているとみられる。

(B) 世帯属性等の分布に差が生じたとみられるもの

(1) 世帯主の職業分類「農林漁業従事者」等の「世帯数分布」の増減

2014年遡及結果と比べ2019年結果では、世帯主の職業分類について、「個人経営者」の「世帯数分布」は増加し、「農林漁業従事者」は減少している。また、世帯主の勤め先企業規模の「官公」の「世帯数分布」が減少している。この差には、記入者負担軽

減のため、世帯票で調査項目「勤め先又は自営事業の名称」を廃止したことによる影響が含まれるとみられる。

(2) 「要介護認定者のいる世帯」の「世帯数分布」の減少

2014年遡及結果と比べ2019年結果では、「要介護認定者のいる世帯」の「世帯数分布」が減少している。この差には、記入者負担軽減のため、「要介護・要支援認定の状況」を、個人単位の調査から世帯単位の調査に変更したことによる影響が含まれるとみられる。

(3) 「主たる家計維持者が長期不在」の「世帯数分布」の減少

2014年遡及結果と比べ2019年結果では、「主たる家計維持者が長期不在」の「世帯数分布」が減少している。この差には、家計調査世帯特別調査（家計調査）で「主たる家計維持者が長期不在」である世帯が調査対象外であることによる影響が含まれているとみられる。

(4) 住居の所有関係「寮・寄宿舎」の「世帯数分布」の増加

2014年遡及結果と比べ2019年結果では、住居の所有関係「寮・寄宿舎」の「世帯数分布」が増加している。この差には、家計調査世帯特別調査（家計調査）で単身世帯に「寮・寄宿舎」単位区を設定して調査していることによる影響が含まれているとみられる。

(5) 「住宅ローン返済額階級」及び「家賃負担額階級」の世帯数分布の増減

2014年遡及結果と比べ2019年結果では、「住宅ローン返済額階級」の「4～6万円」以下の各階級の「世帯数分布」が減少、「6～8万円」以上の各階級の「世帯数分布」が増加している。また、「家賃負担額階級」の「1～2万円」以下の各階級の「世帯数分布」が減少、「4～6万円」以上の各階級の「世帯数分布」が増加している。この差には、2014年遡及結果は家計簿の記入、2019年結果は主に世帯票の記入に基づくものとした影響が含まれているとみられる。

Ⅲ 個人的な収支に関する結果について

「個人的な収支に関する結果」については2014年遡及集計を行っていない。2014年結果と2019年結果を比較する際は、以下の要因によっても差が生じている可能性があることに留意する必要がある。

(1) 「個人収支状況調査」における「家計簿C」の廃止

2019年調査では、個人収支状況調査における「家計簿C」を廃止した。2014年調査では、調査世帯が、「個人収支簿」に加え、「家計簿C」（家計簿記入者が家計のこづかいに関する支出を記入）を記入し、集計時に「個人収支簿」と「家計簿C」の突合審

査を実施していたが、2019年調査ではこの観点の審査を行っていない。

(2) 調査期間の変更

2019年調査では、10月又は11月のいずれか1か月間に個人的な収支を調査したが、2014年調査では9月から11月までのうちいずれか1か月間の調査としていた。

IV 年間収入・資産分布等に関する結果について

「年間収入・資産分布等に関する結果」においては、『2014年調査の集計方法による「基本調査」の集計』として、2019年調査結果に対して以下の点を調整した上で別途集計し、2014年調査結果と比較できるようにしている。

- ・11月家計簿の提出がある基本調査世帯を集計対象とする。
- ・2014年調査結果と同様の方法により作成した集計用乗率を使用（集計用乗率の作成方法についての詳細は、総務省統計局ホームページに掲載の『家計調査参考資料第73号 平成26年全国消費実態調査の標本設計（PDF：2,495KB）』を参照）
- ・ジニ係数の計算にシンプソンの公式を使用（詳細は『用語の解説 別紙2 ジニ係数の計算方法』を参照）

別添 2014年全国消費実態調査収支項目分類から2019年全国家計構造調査収支項目分類への組替え表

2014年全国消費実態調査 収支項目分類	2019年全国家計構造調査 収支項目分類	分類の改定内容	「2014年調査集計」結果表表上の扱い	分類項目コード（細分類）
受取	受取			3_受取
実収入	実収入			31_実収入
経常収入	経常収入			3101_経常収入
勤め先収入	勤め先収入			310101_勤め先収入
世帯主の勤め先収入	世帯主収入	名称変更		31010101_世帯主収入
010 定期収入	010 定期収入	010・025を統合		310101011_定期収入
011 臨時収入	011 臨時収入・賞与	名称変更		310101012_臨時収入・賞与
025 本業以外の勤め先・事業・内職収入			2014年符号「025 本業以外の勤め先・事業・内職収入」については、便宜「010 定期収入」に金額を含めて表章。	
013 世帯主の配偶者の勤め先収入	013 世帯主の配偶者の収入	名称変更		31010102_世帯主の配偶者の収入
014 男の他の世帯員の勤め先収入	014 他の世帯員収入	014・015を統合		31010103_他の世帯員収入
015 女の他の世帯員の勤め先収入				
事業・内職収入	事業・内職収入			310102_事業・内職収入
022 家賃収入	022 家賃収入			31010201_家賃収入
023 農林漁業収入	020 他の事業収入	023・020・024を統合		31010202_他の事業収入
020・024 他の事業収入				
021・02X 内職収入	021 内職収入			31010203_内職収入
他の経常収入	他の経常収入			310103_他の経常収入
030 財産収入	030 財産収入			31010301_財産収入
社会保障給付	社会保障給付			31010302_社会保障給付
034 公的年金給付	034 公的年金給付			310103021_公的年金給付
031 雇用保険法に基づく給付	035 他の社会保障給付	031・035を統合		310103022_他の社会保障給付
035 他の社会保障給付				
033 仕送り金	033 仕送り金			31010303_仕送り金
特別収入	特別収入			3102_特別収入
032 受贈金	032 受贈金			310201_受贈金
039 他の特別収入	039 他の特別収入			310202_他の特別収入
実収入以外の受取（繰入金を除く）	実収入以外の受取（繰入金を除く）			32_実収入以外の受取（繰入金を除く）
040 預貯金引出	040 預貯金引出			3201_預貯金引出
保険金	保険金			3202_保険金
048 個人・企業年金保険金	048 個人年金保険金	048を分割	2019年符号「048 個人年金保険金」に該当する受取を表章。	320201_個人年金保険金
052 他の保険金	051 企業年金保険金	048を分割	2019年符号「051 企業年金保険金」に該当する受取を表章。	320202_企業年金保険金
045 株式売却	052 他の保険金			320203_他の保険金
04X 他の有価証券売却	045 有価証券売却	045・04Xを統合		3203_有価証券売却
047 土地家屋借入金	047 土地家屋借入金			3204_土地家屋借入金
042 他の借入金	042 他の借入金			3205_他の借入金
043 分割払・一括払購入借入金	044 クレジット購入借入金	名称変更		3206_クレジット購入借入金
046 財産売却	046 財産売却			3207_財産売却
049 実収入以外の受取のその他	049 実収入以外の受取のその他			3208_実収入以外の受取のその他
繰入金	繰入金			33_繰入金
050 繰入金	050 繰入金			
支払	支払			2_支払
実支出	実支出			21_実支出
消費支出	消費支出			2101_消費支出
食料	食料			210101_食料
穀類	穀類			21010101_穀類
102 米	160 穀類	102・120・130・140を統合		
120 パン				
130 麺類				
140 他の穀類				
魚介類	魚介類			21010102_魚介類
170 生鮮魚介	180 魚介類	170・195・203・213を統合		
195 塩干魚介				
203 魚肉練製品				
213 他の魚介加工品				
肉類	肉類			21010103_肉類
220 牛肉	220 肉類	220・221・222・22X・224・225・229を統合		
221 豚肉				
222 鶏肉				
22X 合いびき肉				
224 他の生鮮肉				
225 ハム・ソーセージ				
229 他の加工肉				

2014年全国消費実態調査 収支項目分類		2019年全国家計構造調査 収支項目分類	分類の改定内容	「2014年調査集計」結果表上での扱い	分類項目コード(細分類)
230	乳卵類 牛乳	乳卵類 230・235 乳卵類	230・231・232・233・235・238を統合		21010104_乳卵類
231	粉ミルク				
232	ヨーグルト				
233	バター・チーズ				
235	他の乳製品				
238	卵				
240	野菜・海藻 生鮮野菜	野菜・海藻 260 野菜・海藻	240・273・276・277・279・280・281・282・289・290・294・296・299を統合		21010105_野菜・海藻
273	豆類				
276	干しものり				
277	わかめ・こんぶ				
279	他の乾物・海藻				
280	豆腐				
281	油揚げ・がんもどき				
282	納豆				
289	他の大豆製品				
290	こんにやく				
294	野菜の漬物				
296	野菜・海藻のつくだ煮				
299	他の野菜・海藻加工品のその他				
300	果物 生鮮果物	果物 310 果物	300・319を統合		21010106_果物
319	果物加工品				
320	油脂・調味料 食用油	油脂・調味料 320 油脂・調味料	320・321・322・323・324・325・327・328・330・331・332・333・339を統合		21010107_油脂・調味料
321	マーガリン				
322	食塩				
323	しょう油				
324	みそ				
325	砂糖				
327	酢				
328	ソース・ケチャップ				
330	マヨネーズ・マヨネーズ風調味料				
331	ジャム				
332	ドレッシング				
333	カレールウ				
339	他の調味料				
340	菓子類 菓子類	菓子類 350 菓子類			21010108_菓子類
360	調理食品 弁当				
36A	すし(弁当)	調理食品 360 調理食品	360・36A・36B・361・363・370・37X・37Y・376を統合		21010109_調理食品
36B	おにぎり・その他				
361	調理パン				
363	他の主食的調理食品				
370	冷凍調理食品				
37X	そうざい材料セット(宅配)				
37Y	そうざい材料セット(宅配以外)				
376	他の調理食品のその他				
380	飲料 緑茶	飲料 380 飲料	380・381・383・38X・382・384・386・385・387・388・38A・38B・38Y・389を統合		21010110_飲料
381	紅茶				
383	他の茶葉				
38X	茶飲料				
382	コーヒー				
384	コーヒー飲料				
386	ココア・ココア飲料				
385	果実・野菜ジュース				
387	炭酸飲料				
388	乳酸菌飲料				
38A	乳飲料				
38B	ミネラルウォーター				
38Y	スポーツドリンク				
389	他の飲料のその他				

2014年全国消費実態調査 収支項目分類	2019年全国家計構造調査 収支項目分類	分類の改定内容	「2014年調査集計」結果表章上の扱い	分類項目コード（細分類）
酒類	酒類			
3X1 清酒	3XX 酒類	3X1・3X3・3X4・3X5・3X9・3X7・3X8・3XXを統合		21010111_酒類
3X3 焼酎				
3X4 ビール				
3X5 ウイスキー				
3X9 ワイン				
3X7 発泡酒・ビール風アルコール飲料				
3X8 チューハイ・カクテル				
3XX 他の酒				
外食	外食			
一般外食	一般外食			21010112_外食
36X 弁当(宅配)	390 一般外食	36X・396・397・398を統合		210101121_一般外食
396 他の食事代				
397 喫茶代				
398 飲酒代				
学校給食	学校給食			
39X 学校給食	39X 学校給食			210101122_学校給食
39Y 随い費(単身世帯)	39Y 随い費(単身世帯)			210101123_随い費
39Y 随い費(単身世帯)				210102_住居
住居	住居			21010201_家賃地代
家賃地代	家賃地代			
400 家賃	400 民営家賃	400を分割	「400家賃」をそのまま表章。 注「民営家賃、公営家賃、給与住宅家賃、他の家賃地代(一部)を含む。」	210102010001_民営家賃
	403 公営家賃	400を分割	「-」表章	210102010002_公営家賃
	404 給与住宅家賃	400を分割	「-」表章	210102010003_給与住宅家賃
	409 他の家賃地代	400・402を分割	「-」表章	210102010005_他の家賃地代
	402 地代	402を分割	「402地代」をそのまま表章。 注「地代、他の家賃地代(一部)を含む。」	210102010004_地代
				21010202_設備修繕・維持
設備修繕・維持	設備修繕・維持			210102021_設備材料
設備材料	設備材料			210102021001_設備器具
411 太陽光発電システム	410 設備器具	411・410を統合		210102021002_修繕材料
410 他の設備器具				210102022_工事その他のサービス
419 修繕材料	419 修繕材料			210102022001_畳替え
工事その他のサービス	工事その他のサービス			210102022002_給排水関係工事費
423 修繕・維持工事費	420 畳替え	423を分割	「-」表章	210102022003_外壁・塀等工事費
	424 給排水関係工事費	423を分割	「-」表章	210102022004_植木・庭手入れ代
	425 外壁・塀等工事費	423を分割	「-」表章	210102022005_他の工事費
	426 植木・庭手入れ代	423を分割	「423修繕・維持工事費」をそのまま表章。 注「畳替え、給排水関係工事費、外壁・塀等工事費及び植木・庭手入れ代を含む。」	210102022006_火災・地震保険料
	427 他の工事費	423を分割		210103_光熱・水道
429 火災・地震保険料	429 火災・地震保険料			21010301_電気代
光熱・水道	光熱・水道			21010302_ガス代
電気代	電気代			210103020001_都市ガス
430 電気代	430 電気代			210103020002_プロパンガス
ガス代	ガス代			21010303_他の光熱
431 都市ガス	431 都市ガス			210103030001_灯油
432 プロパンガス	432 プロパンガス			210103030002_他の光熱のその他
他の光熱	他の光熱			21010304_上下水道料
433 灯油	433 灯油			210104_家具・家事用品
439 他の光熱のその他	439 他の光熱のその他			21010401_家庭用耐久財
上下水道料	上下水道料			210104011_家事用耐久財
440 上下水道料	440 上下水道料			210104011001_電子レンジ
家具・家事用品	家具・家事用品			210104011002_炊事用電気器具
家庭用耐久財	家庭用耐久財			210104011003_炊事用ガス器具
家事用耐久財	家事用耐久財			210104011004_電気冷蔵庫
45X 電子レンジ	45X 電子レンジ			210104011005_電気掃除機
451 炊事用電気器具	451 炊事用電気器具			210104011006_電気洗濯機
452 炊事用ガス器具	452 炊事用ガス器具			210104011007_他の家事用耐久財
453 電気冷蔵庫	453 電気冷蔵庫			210104012_冷暖房用器具
455 電気掃除機	455 電気掃除機			210104012001_エアコン
456 電気洗濯機・衣類乾燥機	456 電気洗濯機	名称変更		210104012002_ストーブ・温風ヒーター
459 他の家事用耐久財	459 他の家事用耐久財			210104012003_他の冷暖房用器具
冷暖房用器具	冷暖房用器具			
470 エアコンディショナ	470 エアコン	名称変更		
472 ストーブ・温風ヒーター	472 ストーブ・温風ヒーター			
479 他の冷暖房用器具	479 他の冷暖房用器具			

2014年全国消費実態調査 収支項目分類		2019年全国家計構造調査 収支項目分類	分類の改定内容	「2014年調査集計」結果表章上の扱い	分類項目コード（細分類）
一般家具		一般家具			210104013_一般家具
480 たんす	分割	480 たんす			210104013001_たんす
481 食卓セット		482 テーブル・ソファ	481・489を分割	「481 食卓セット」をそのまま表章。 注「テーブル・ソファの一部を含まない。」	210104013002_テーブル・ソファ
483 食器戸棚	分割	483 食器戸棚			210104013003_食器戸棚
489 他の家具		489 他の家具	489を分割	「489 他の家具」をそのまま表章。 注「他の家具、テーブル・ソファ（一部）を含む。」	210104013004_他の家具
室内装備・装飾品		室内装備・装飾品			21010402_室内装備・装飾品
491 照明器具		491 照明器具			210104020001_照明器具
492 室内装飾品		492 室内装飾品			210104020002_室内装飾品
493 敷物		493 敷物			210104020003_敷物
496 カーテン		496 カーテン			210104020004_カーテン
499 他の室内装備品		499 他の室内装備品			210104020005_他の室内装備品
寝具類		寝具類			21010403_寝具類
500 ベッド	分割	500 ベッド			210104030001_ベッド
501 布団		501 布団			210104030002_布団
503 毛布	分割	503 毛布			210104030003_毛布
509 他の寝具類		505 敷布	509を分割	「-」表章	210104030004_敷布
家事雑貨		509 他の寝具類	509を分割	「509 他の寝具類」をそのまま表章。 注「敷布、他の寝具類を含む。」	210104030005_他の寝具類
		家事雑貨			21010404_家事雑貨
510 食卓用品	分割	510 茶わん・皿・鉢	510を分割	「-」表章	210104040001_茶わん・皿・鉢
	分割	514 他の食卓用品	510を分割	「510 食卓用品」をそのまま表章。 注「茶わん・皿・鉢、他の食卓用品を含む。」	210104040002_他の食卓用品
517 台所用品	分割	515 鍋・やかん	517を分割	「-」表章	210104040003_鍋・やかん
	分割	517 他の台所用品	517を分割	「517 台所用品」をそのまま表章。 注「鍋・やかん、他の台所用品を含む。」	210104040004_他の台所用品
	分割	518 電球・ランプ	529を分割	「-」表章	210104040005_電球・ランプ
	分割	519 タオル	529を分割	「-」表章	210104040006_タオル
529 他の家事雑貨	分割	529 他の家事雑貨	529を分割	「529 他の家事雑貨」をそのまま表章。 注「電球・ランプ、タオル、他の家事雑貨を含む。」	210104040007_他の家事雑貨
家事用消耗品		家事用消耗品			21010405_家事用消耗品
ティッシュ・トイレトペーパー	分割	ティッシュペーパー・トイレトペーパー	名称変更		210104051_ティッシュペーパー・トイレトペーパー
531 ティッシュ・トイレトペーパー		531 ティッシュペーパー	531を分割	「-」表章	210104051001_ティッシュペーパー
	分割	532 トイレトペーパー	531を分割	「-」表章	210104051002_トイレトペーパー
洗剤		洗剤			210104052_洗剤
533 台所・住居用洗剤	分割	533 台所・住居用洗剤			210104052001_台所・住居用洗剤
534 洗濯用洗剤		534 洗濯用洗剤			210104052002_洗濯用洗剤
他の家事用消耗品		他の家事用消耗品			210104053_他の家事用消耗品
530 ポリ袋・ラップ	分割	530 ポリ袋・ラップ			210104053001_ポリ袋・ラップ
536 柔軟仕上げ剤		535 殺虫・防虫剤	539を分割	「-」表章	210104053002_殺虫・防虫剤
537 芳香・消臭剤		536 柔軟仕上げ剤			210104053003_柔軟仕上げ剤
539 他の家事用消耗品のその他	分割	537 芳香・消臭剤			210104053004_芳香・消臭剤
家事サービス		539 他の家事用消耗品のその他	539を分割	「539 他の家事用消耗品のその他」をそのまま表章。 注「殺虫・防虫剤、他の家事用消耗品のその他を含む。」	210104053005_他の家事用消耗品のその他
540 家事代行料	統合	家事サービス			21010406_家事サービス
54X 粗大ゴミの処分代		540 家事代行料	54X・541を統合		210104060001_家事代行料
541 他の清掃代	統合	541 清掃代			210104060002_清掃代
542 家具・家事用品修理代		542 家具・家事用品関連サービス	542・543を統合		210104060003_家具・家事用品関連サービス
543 家具・家事用品賃借料					
被服及び履物		被服及び履物			210105_被服及び履物
和服		和服			21010501_和服
550 男子用和服	統合	558 和服	550・552・558を統合		
552 婦人用和服					
558 子供用和服					
洋服		洋服			21010502_洋服
560 背広服	統合	560 洋服	560・561・562・563・565・569・570・ 574・571・572・573・575・576・580を統合		
561 男子用上着					
562 男子用ズボン					
563 男子用コート					
565 男子用学校制服					
569 他の男子用洋服					
570 婦人服					
574 婦人用上着					
571 スカート					
572 婦人用スラックス					
573 婦人用コート					
575 女子用学校制服					
576 他の婦人用洋服					
580 子供用洋服					

2014年全国消費実態調査 収支項目分類		2019年全国家計構造調査 収支項目分類	分類の改定内容	「2014年調査集計」結果表章上の扱い	分類項目コード（細分類）
シャツ・セーター類		シャツ・セーター類			
590	ワイシャツ	590	590・591・592・593・594・595・596・597を統合		21010503_シャツ・セーター類
591	他の男子用シャツ				
592	男子用セーター				
593	ブラウス				
594	他の婦人用シャツ				
595	婦人用セーター				
596	子供用シャツ				
597	子供用セーター				
下着類		下着類			
600	男子用下着類	600	600・610・620を統合		21010504_下着類
610	婦人用下着類				
620	子供用下着類				
生地・糸類		生地・糸類			
630	生地・糸類	640			21010505_生地・糸類
他の被服		他の被服			
651	ネクタイ	651	651・654・655・657・659を統合		21010506_他の被服
654	男子用靴下				
655	婦人用靴下				
657	子供用靴下				
659	他の被服のその他				
履物類		履物類			
675	運動靴	675	675・670・672・676・680を統合		21010507_履物類
670	男子靴				
672	婦人靴				
676	子供靴				
680	他の履物				
被服関連サービス		被服関連サービス			
691	洗濯代	691			21010508_被服関連サービス 210105080001_洗濯代
694	被服賃借料	694			210105080002_被服賃借料
692	他の被服関連サービス	692	692を分割	「692 他の被服関連サービス」をそのまま表章。 注「他の衣服関連サービス、他の履物類関連サービスを含む。」	210105080003_他の衣服関連サービス
保健医療		保健医療			
医薬品		医薬品			
700	医薬品	700	700を分割	「-」表章	210106010001_感冒薬
		701	700を分割	「-」表章	210106010002_胃腸薬
		702	700を分割	「-」表章	210106010003_栄養剤
		704	700を分割	「-」表章	210106010004_外傷・皮膚病薬
		706	700を分割	「-」表章	210106010005_他の外用薬
		709	700を分割	「-」表章	210106010006_他の医薬品
健康保持用摂取品		健康保持用摂取品			
710	健康保持用摂取品	710			21010602_健康保持用摂取品
保健医療用品・器具		保健医療用品・器具			
71X	紙おむつ（大人用）	713	71X・71Yを統合		210106030001_紙おむつ
71Y	紙おむつ（乳幼児用）				
711	保健用消耗品	711			210106030002_保健用消耗品
712	眼鏡	712			210106030003_眼鏡
714	コンタクトレンズ	714			210106030004_コンタクトレンズ
719	他の保健医療用品・器具	719			210106030005_他の保健医療用品・器具
保健医療サービス		保健医療サービス			
720	内科診療代	720			210106040001_内科診療代
722	歯科診療代	722			210106040002_歯科診療代
723	出産入院料	723			210106040003_出産入院料
721	他の入院料	721			210106040004_他の入院料
724	整骨（接骨）・鍼灸院治療代	724			210106040005_整骨（接骨）・鍼灸院治療代
728	マッサージ料金等（診療外）	728			210106040006_マッサージ料金等（診療外）
727	人間ドック等受診料	727			210106040007_人間ドック等受診料
729	他の保健医療サービス	729			210106040008_他の保健医療サービス
交通・通信		交通・通信			
交通		交通			
730	鉄道運賃	730			210107010001_鉄道運賃
731	鉄道通学定期代	731			210107010002_鉄道通学定期代
732	鉄道通勤定期代	732			210107010003_鉄道通勤定期代
733	バス代	733			210107010004_バス代
734	バス通学定期代	734			210107010005_バス通学定期代
735	バス通勤定期代	735			210107010006_バス通勤定期代
736	タクシー代	736			210107010007_タクシー代
737	航空運賃	737			210107010008_航空運賃

2014年全国消費実態調査 収支項目分類		2019年全国家計構造調査 収支項目分類	分類の改定内容	「2014年調査集計」結果表章上の扱い	分類項目コード（細分類）
738	有料道路料	738	有料道路料		210107010009_有料道路料
739	他の交通	739	他の交通		210107010010_他の交通
	自動車等関係費		自動車等関係費		21010702_自動車等関係費
	自動車等購入		自動車等購入		210107021_自動車等購入
740	自動車購入	740	自動車購入		210107021001_自動車購入
742	自動車以外の輸送機器購入	742	自動車以外の輸送機器購入		210107021002_自動車以外の輸送機器購入
	自転車購入		自転車購入		210107022_自転車購入
745	自転車購入	745	自転車購入		210107022_自転車購入
	自動車等維持		自動車等維持		210107023_自動車等維持
750	ガソリン	750	ガソリン		210107023001_ガソリン
751	自動車等部品	751	自動車等部品		210107023002_自動車等部品
752	自動車等関連用品	752	自動車等関連用品		210107023003_自動車等関連用品
753	自動車整備費	753	自動車整備費		210107023004_自動車整備費
754	他の自動車等関連サービス	754	他の自動車等関連サービス	754を分割	210107023009_他の自動車等関連サービス
				注「他の自動車等関連サービス，自動車以外の輸送機器整備費を含む。」	
				「－」表章	210107023005_自動車以外の輸送機器整備費
75X	年極・月極駐車場借料	75X	年極・月極駐車場借料		210107023006_年極・月極駐車場借料
756	他の駐車場借料	756	他の駐車場借料		210107023007_他の駐車場借料
75B	レンタカー・カーシェアリング料金	75B	レンタカー・カーシェアリング料金		210107023008_レンタカー・カーシェアリング料金
757	自動車保険料	757	自動車保険料（自賠責）	757を分割	210107023010_自動車保険料（自賠責）
				「－」表章	
				注「757 自動車保険料」をそのまま表章。	210107023011_自動車保険料（任意）
				注「自動車保険料（自賠責），自動車保険料（任意）を含む。」	
759	自動車保険料以外の輸送機器保険料	759	自動車保険料以外の輸送機器保険料		210107023012_自動車保険料以外の輸送機器保険料
	通信		通信		21010703_通信
760	郵便料	760	郵便料		210107030001_郵便料
762	固定電話通話料	762	固定電話通話料		210107030002_固定電話通話料
763	携帯電話通話料	763	携帯電話通話料		210107030003_携帯電話通話料
768	宅配便運送料	769	運送料	768・769を統合	210107030004_運送料
769	他の運送料				
766	携帯電話	766	携帯電話機	名称変更	210107030005_携帯電話機
764	他の通信機器	764	他の通信機器		210107030006_他の通信機器
					210108_教育
					21010801_授業料等
					210108010001_小学校
770	国公立小学校	770	小学校	770・771を統合	
771	私立小学校				
772	国公立中学校	772	中学校	772・773を統合	210108010002_中学校
773	私立中学校				
774	国公立高校	774	高校	774・775を統合	210108010003_高校
775	私立高校				
776	国公立大学	776	大学	776・777を統合	210108010004_大学
777	私立大学				
778	幼児教育費用（国公立）	778	幼児教育費用	778・77Xを統合	210108010005_幼児教育費用
77X	幼児教育費用（私立）				
779	専門学校	779	専修学校	名称変更	210108010006_専修学校
	教科書・学習参考教材		教科書・学習参考教材		21010802_教科書・学習参考教材
780	教科書・学習参考教材	780	教科書	780を分割	210108020001_教科書
					210108020002_学習参考教材
					21010803_補習教育
					210108030001_幼児・小学校補習教育
					210108030002_中学校補習教育
					210108030003_高校補習教育・予備校
					210109_教養娯楽
					21010901_教養娯楽用耐久財
801	テレビ	801	テレビ		210109010001_テレビ
813	ビデオレコーダー・プレイヤー	813	ビデオレコーダー・プレイヤー		210109010002_ビデオレコーダー・プレイヤー
816	パソコン	810	パソコン	816・817・818を統合	210109010003_パソコン
817	タブレット端末				
818	パソコン関連用品（周辺機器・部品・ソフトなど）				
804	カメラ	804	カメラ・ビデオカメラ	804・811を統合	210109010004_カメラ・ビデオカメラ
811	ビデオカメラ				
806	楽器	806	楽器		210109010005_楽器
807	書斎・学習用机・椅子	807	書斎・学習用机・椅子		210109010006_書斎・学習用机・椅子
803	携帯型音楽・映像用機器	809	他の教養娯楽用耐久財	803・809を統合	210109010007_他の教養娯楽用耐久財
809	他の教養娯楽用耐久財				
812	教養娯楽用耐久財修理代	812	教養娯楽用耐久財修理代		210109010008_教養娯楽用耐久財修理代

2014年全国消費実態調査 収支項目分類		2019年全国家計構造調査 収支項目分類		分類の改定内容	「2014年調査集計」結果表章上の扱い	分類項目コード（細分類）
教養娯楽用品		教養娯楽用品				21010902_教養娯楽用品
文房具		文房具				210109021_文房具
821	消耗性文房具	821	筆記・絵画用具	820・821を分割	「-」表章	210109021001_筆記・絵画用具
		826	ノート・紙製品	821を分割	「-」表章	210109021002_ノート・紙製品
		827	他の学習用消耗品	821を分割	「821 消耗性文房具」をそのまま表章。 注「筆記・絵画用具(一部)、ノート・紙製品、他の学習用消耗品、他の文房具(一部)を含む。」	210109021003_他の学習用消耗品
820	耐久性文房具	828	他の学習用文房具	820を分割	「820 耐久性文房具」をそのまま表章。 注「筆記・絵画用具(一部)、他の学習用文房具、他の文房具(一部)を含む。」	210109021004_他の学習用文房具
		829	他の文房具	820・821を分割	「-」表章	210109021005_他の文房具
運動用具類		運動用具類				210109022_運動用具類
830	スポーツ用具	832	ゴルフ用具	830を分割	「-」表章	210109022001_ゴルフ用具
		833	他の運動用具	830を分割	「830 スポーツ用具」をそのまま表章。 注「ゴルフ用具、他の運動用具を含む。」	210109022002_他の運動用具
834	スポーツ用品	834	スポーツウェア	名称変更		210109022003_スポーツウェア
玩具		玩具				210109023_玩具
836	テレビゲーム機	836	ゲーム機	名称変更		210109023001_ゲーム機
835	ゲームソフト等	835	ゲームソフト等			210109023002_ゲームソフト等
837	他の玩具	837	他の玩具			210109023003_他の玩具
840	切り花	840	切り花			210109024_切り花
他の教養娯楽用品		他の教養娯楽用品				210109025_他の教養娯楽用品
846	音楽・映像用未使用メディア	846	音楽・映像用未使用メディア			210109025001_音楽・映像用未使用メディア
845	音楽・映像収録済メディア	845	音楽・映像収録済メディア			210109025002_音楽・映像収録済メディア
848	ペットフード	848	ペットフード			210109025003_ペットフード
84Y	他の愛玩動物・同用品	84Y	ペット・他のペット用品	名称変更		210109025004_ペット・他のペット用品
84A	園芸用植物	84A	園芸用植物			210109025005_園芸用植物
847	園芸用品	847	園芸用品			210109025006_園芸用品
		843	手芸・工芸材料	842を分割	「-」表章	210109025007_手芸・工芸材料
842	他の教養娯楽用品のその他	842	他の教養娯楽用品のその他	842を分割	「842 他の教養娯楽用品のその他」をそのまま表章。 注「手芸・工芸材料、他の教養娯楽用品のその他を含む。」	210109025009_他の教養娯楽用品のその他
849	電池	849	電池			210109025008_電池
84X	動物病院代	84X	動物病院代			210109026_動物病院代
841	他の愛玩動物関連サービス	841	他のペット関連サービス	名称変更		210109027_他のペット関連サービス
844	教養娯楽用品修理代	844	教養娯楽用品修理代			210109028_教養娯楽用品修理代
書籍・他の印刷物		書籍・他の印刷物				21010903_書籍・他の印刷物
850	新聞	850	新聞			210109030001_新聞
851	雑誌（週刊誌を含む）	851	雑誌	名称変更		210109030002_雑誌
854	書籍	854	書籍			210109030003_書籍
859	他の印刷物	859	他の印刷物			210109030004_他の印刷物
教養娯楽サービス		教養娯楽サービス				21010904_教養娯楽サービス
宿泊料		宿泊料				210109041_宿泊料
860	宿泊料	860	宿泊料			210109041_宿泊料
バック旅行費		バック旅行費				210109042_バック旅行費
861	国内バック旅行費	861	国内バック旅行費			210109042001_国内バック旅行費
862	外国バック旅行費	862	外国バック旅行費			210109042002_外国バック旅行費
月謝類		月謝類				210109043_月謝類
875	語学月謝	875	語学月謝			210109043001_語学月謝
870	他の教育的月謝	870	他の教育的月謝			210109043002_他の教育的月謝
876	音楽月謝	876	音楽月謝			210109043003_音楽月謝
871	他の教養的月謝	871	他の教養的月謝	871を分割	「871 他の教養的月謝」をそのまま表章。 注「他の教養的月謝、家事月謝を含む。」	210109043004_他の教養的月謝
872	スポーツ月謝	872	スポーツ月謝			210109043005_スポーツ月謝
873	自動車教習料	873	自動車教習料			210109043006_自動車教習料
874	家事月謝	874	家事月謝	871を分割	「-」表章	210109043007_家事月謝
879	他の月謝類	879	他の月謝類			210109043008_他の月謝類
他の教養娯楽サービス		他の教養娯楽サービス				210109044_他の教養娯楽サービス
放送受信料		放送受信料				2101090441_放送受信料
88A	NHK放送受信料（BSを含む）	88A	NHK放送受信料	名称変更		210109044101_NHK放送受信料
88B	ケーブルテレビ放送受信料	88B	ケーブルテレビ放送受信料			210109044102_ケーブルテレビ放送受信料
880	他の放送受信料	880	他の放送受信料			210109044103_他の放送受信料
入場・観覧・ゲーム代		入場・観覧・ゲーム代				2101090442_入場・観覧・ゲーム代
882	映画・演劇・文化施設等入場料	882	映画・演劇等入場料	882を分割	「882 映画・演劇・文化施設等入場料」をそのまま表章。 注「映画・演劇等入場料、文化施設入場料を含む。」	210109044201_映画・演劇等入場料
883	スポーツ観戦料	883	スポーツ観戦料			210109044202_スポーツ観戦料
877	ゴルフプレー料金	877	ゴルフプレー料金			210109044203_ゴルフプレー料金
878	スポーツクラブ使用料	878	スポーツクラブ使用料			210109044204_スポーツクラブ使用料
881	他のスポーツ施設使用料	881	他のスポーツ施設使用料			210109044205_他のスポーツ施設使用料
		884	文化施設入場料	882を分割	「-」表章	210109044206_文化施設入場料
886	遊園地入場・乗物代	886	遊園地入場・乗物代			210109044207_遊園地入場・乗物代
885	他の入場・ゲーム代	885	他の入場・ゲーム代			210109044208_他の入場・ゲーム代
888	諸会費	888	諸会費			2101090443_諸会費

2014年全国消費実態調査 収支項目分類	2019年全国家計構造調査 収支項目分類	分類の改定内容	「2014年調査集計」結果表章上の扱い	分類項目コード（細分類）
887 写真撮影・プリント代	887 写真撮影・プリント代			210109044_写真撮影・プリント代
88X 教養娯楽賃借料	88X 教養娯楽賃借料			2101090445_教養娯楽賃借料
88Y インターネット接続料	761 インターネット接続料			2101090446_インターネット接続料
87Y コンテンツ利用料	889 他の教養娯楽サービスのその他	87Y・889を統合		2101090447_他の教養娯楽サービスのその他
889 その他の消費支出	その他の消費支出			210110_その他の消費支出
諸雑費	諸雑費			21011001_諸雑費
理美容サービス	理美容サービス			21011001_理美容サービス
890 温泉・銭湯入浴料	890 温泉・銭湯入浴料			210110011001_温泉・銭湯入浴料
891 理髪料	891 理髪料			210110011002_理髪料
892 パーマ・カット代	892 パーマメント代	892を分割	「892 パーマ・カット代」をそのまま表章。 注「パーマメント代、カット代を含む。」	210110011003_パーマメント代
	894 カット代	892を分割		210110011004_カット代
899 他の理美容代	899 他の理美容代			210110011005_他の理美容代
理美容用品	理美容用品			210110012_理美容用品
900 理美容用電気器具	900 理美容用電気器具			2101100121_理美容用電気器具
	901 歯ブラシ	903を分割		2101100122_歯ブラシ
903 他の理美容用品	903 他の理美容用品	903を分割	「903 他の理美容用品」をそのまま表章。 注「歯ブラシ、他の理美容用品を含む。」	2101100123_他の理美容用品
石けん類・化粧品	石けん類・化粧品			2101100124_石けん類・化粧品
904 浴用・洗顔石けん	904 浴用・洗顔石けん			210110012401_浴用・洗顔石けん
905 シャンプー・歯磨き	905 シャンプー	905を分割	「905 シャンプー・歯磨き」をそのまま表章。 注「シャンプー、歯磨きを含む。」	210110012402_シャンプー
	906 歯磨き	905を分割		210110012404_歯磨き
907 整髪・養毛剤	907 整髪・養毛剤			210110012405_整髪・養毛剤
	908 ヘアコンディショナー	913を分割		210110012403_ヘアコンディショナー
	909 化粧クリーム	913を分割		210110012406_化粧クリーム
	910 化粧水	913を分割		210110012407_化粧水
	914 乳液	913を分割		210110012408_乳液
	911 ファンデーション	913を分割		210110012409_ファンデーション
	912 ロ紅	913を分割		210110012410_ロ紅
	915 ヘアカラーリング剤	913を分割		210110012411_ヘアカラーリング剤
913 化粧品	913 他の化粧品	913を分割	「913 化粧品」をそのまま表章。 注「ヘアコンディショナー、化粧クリーム、化粧水、乳液、ファンデーション、ロ紅、ヘアカラーリング剤、他の化粧品を含む。」	210110012412_他の化粧品
身の回り用品	身の回り用品			210110013_身の回り用品
920 傘	920 傘			210110013001_傘
924 かばん類	924 かばん類			210110013002_かばん類
928 装身具	928 アクセサリー	名称変更		210110013003_アクセサリー
930 腕時計	930 腕時計			210110013004_腕時計
932 他の身の回り用品	932 他の身の回り用品			210110013005_他の身の回り用品
935 身の回り用品関連サービス	935 身の回り用品関連サービス			210110013006_身の回り用品関連サービス
たばこ	たばこ			210110014_たばこ
他の諸雑費	他の諸雑費			210110015_他の諸雑費
950 信仰・祭祀費	950 信仰・祭祀費			210110015001_信仰・祭祀費
955 祭具・墓石	955 祭具・墓石			210110015002_祭具・墓石
956 婚礼関係費	956 婚礼関係費			210110015003_婚礼関係費
957 葬儀関係費	957 葬儀関係費			210110015004_葬儀関係費
958 他の冠婚葬祭費	958 他の冠婚葬祭費			210110015005_他の冠婚葬祭費
95X 医療保険料	95X 医療保険料			210110015006_医療保険料
952 他の非貯蓄型保険料	952 他の非貯蓄型保険料			210110015007_他の非貯蓄型保険料
953 寄付金	953 寄付金			210110015008_寄付金
954 保育費用	954 保育費用			210110015009_保育費用
95Y 訪問介護・通所サービス等費用	95Y 訪問介護・通所サービス等費用	95Y・95Aを統合		210110015010_訪問介護・通所サービス等費用
95A 介護施設費用				
95B 介護機器等レンタル料	95B 介護機器等レンタル料			210110015011_介護機器等レンタル料
959 他の諸雑費のその他	959 他の諸雑費のその他			210110015012_他の諸雑費のその他
こづかい（使途不明）	こづかい（使途不明）			21011002_こづかい（使途不明）
960 世帯主こづかい	960 世帯主こづかい			210110020001_世帯主こづかい
961 他のこづかい	961 他のこづかい			210110020002_他のこづかい
交際費	交際費			21011003_交際費
贈与金	贈与金			210110031_贈与金
970 贈与金	970 贈与金			210110032_他の交際費
他の交際費	他の交際費			210110032001_つきあい費
971 つきあい費	971 つきあい費			210110032002_住宅関係負担費
973 住宅関係負担費	973 住宅関係負担費			210110032003_他の負担費
972 他の負担費	972 他の負担費			

2014年全国消費実態調査 収支項目分類	2019年全国家計構造調査 収支項目分類	分類の改定内容	「2014年調査集計」結果表掌上の扱い	分類項目コード（細分類）
仕送り金	仕送り金			21011004_仕送り金
980 国内遊学仕送り金	980 国内遊学仕送り金			210110040001_国内遊学仕送り金
981 他の仕送り金	981 他の仕送り金			210110040002_他の仕送り金
非消費支出	非消費支出			2102_非消費支出
直接税	直接税			210200001_直接税
070 勤労所得税	070 勤労所得税			210200001001_勤労所得税
075 個人住民税	075 個人住民税			210200001002_個人住民税
071 他の税	071 他の税			210200001003_他の税
社会保険料	社会保険料			210200002_社会保険料
073 公的年金保険料	073 公的年金保険料			210200002001_公的年金保険料
074 健康保険料	074 健康保険料			210200002002_健康保険料
077 介護保険料	077 介護保険料			210200002003_介護保険料
076 他の社会保険料	076 他の社会保険料			210200002004_他の社会保険料
079 他の非消費支出	079 他の非消費支出			210200003_他の非消費支出
[持ち家（現住居）の帰属家賃]	[持ち家（現住居）の帰属家賃]			22_[持ち家（現住居）の帰属家賃]
実支出以外の支払（繰越金を除く）	実支出以外の支払（繰越金を除く）			23_実支出以外の支払（繰越金を除く）
080 預貯金	080 預貯金			23000001_預貯金
保険料	保険料			23000002_保険料
083 個人・企業年金保険料	083 個人年金保険料	083を分割	2019年符号「083 個人年金保険料」に該当する支払を表章。	230000021_個人年金保険料
	091 企業年金保険料	083を分割	2019年符号「091 企業年金保険料」に該当する支払を表章。	230000022_企業年金保険料
092 他の保険料	092 他の保険料			230000023_他の保険料
086 株式購入	086 有価証券購入	086・08Xを統合		23000003_有価証券購入
08X 他の有価証券購入				
088 土地家屋借金返済	088 土地家屋借金返済			23000004_土地家屋借金返済
082 他の借金返済	082 他の借金返済			23000005_他の借金返済
084 分割払・一括払購入借入金返済	084 クレジット購入借入金返済	名称変更		23000006_クレジット購入借入金返済
087 財産購入	087 財産購入			23000007_財産購入
089 実支出以外の支払のその他	089 実支出以外の支払のその他			23000008_実支出以外の支払のその他
繰越金	繰越金			
090 繰越金	090 繰越金			24_繰越金

→分割

→分割

→統合

別紙3 自然災害による調査への影響と集計上の対応

2019年全国家計構造調査の実施準備期間及び実施期間中に、数度の自然災害（台風、豪雨、地震）が発生した。特に、台風15号（9月9日に千葉県を中心に被災）及び19号（10月12日から13日に東日本の広範囲で被災）は、調査地域にも甚大な被害をもたらしたことから、「1 調査実施上の措置」のとおり被災地域で調査票の配布中止、調査スケジュールの変更や調査地域（単位区）の変更を行った。また、これに伴い、「2 集計上の対応」のとおり集計上の対応を行った。

1 調査実施上の措置

(1) 基本調査

①千葉県館山市、富津市、南房総市、鋸南町の全調査単位区

- ・家計簿(10月・11月)の配布を中止
- ・世帯票、年収・貯蓄等調査票は配布・回収スケジュールを変更

②千葉県旭市、鴨川市、君津市、袖ヶ浦市、香取市、山武市、神崎町、芝山町、横芝光町の全調査単位区

- ・家計簿(10月)の配布を中止
- ・世帯票は配布・回収スケジュールを変更
- ・年収・貯蓄等調査票、家計簿(11月)は通常どおり配布・回収

③宮城県丸森町の全調査単位区

- ・家計簿(11月)及び年収・貯蓄等調査票の配布を中止
- ・家計簿(10月)は世帯が対応可能な範囲で回収（記入期間の途中で被災）
- ・世帯票は通常どおり回収（被災前に配布・回収が完了）

④宮城県（丸森町を除く）、福島県、茨城県、栃木県、東京都、長野県下の被災調査単位区

- ・家計簿(11月)、年収・貯蓄等調査票は世帯が対応可能な範囲で配布・回収（スケジュールは弾力的に対応）
- ・家計簿(10月)は世帯が対応可能な範囲で回収（記入期間の途中で被災）
- ・世帯票は通常どおり回収（被災前に配布・回収が完了）

(2) 簡易調査

①岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、長野県、静岡県下の被災調査単位区の一部

- ・世帯票、年収・貯蓄等調査票の配布・回収スケジュールを変更

②茨城県ひたちなか市、長野県須坂市、飯山市の被災調査単位区

- ・調査単位区を同市内で被災していない地域へ変更（スケジュールも変更）

2 集計上の対応

(1) 基本調査

①千葉県館山市，富津市，南房総市，鋸南町の全調査単位区

「所得資産集計体系」においては，世帯票，年収・貯蓄等調査票の配布・回収スケジュールの変更のみであり，ほとんど結果に影響を与えないと考えられることから，通常どおりの集計を行った。

「家計総合集計体系」においては，家計簿の調査票情報が得られないこと，地域別の状況を明らかにするという本統計の目的を鑑みると他地域の集計値を用いた推計になじまないと考えられることから，「千葉県」（母集団世帯数約 258 万世帯（2015 年実施の国勢調査））の母集団推計の対象から除外した。除外対象となる地域の母集団世帯数は，約 7 万世帯である。また，県内経済圏「南房総」（館山市，勝浦市，鴨川市，南房総市，いすみ市，大多喜町，御宿町，鋸南町）は，圏域の半分以上の世帯が母集団推計の対象外となることから，表章していない。県内経済圏「圏央道西」（木更津市，市原市，君津市，富津市，袖ヶ浦市）は，富津市を母集団推計の対象外とした上で表章した。

②千葉県旭市，鴨川市，君津市，袖ヶ浦市，香取市，山武市，神崎町，芝山町，横芝光町の全調査単位区

「所得資産集計体系」においては，世帯票の配布・回収スケジュール変更のみであり，ほとんど結果に影響を与えないと考えられることから，通常どおりの集計を行った。

「家計総合集計体系」においては，家計簿（10 月）がなく，家計簿（11 月）は調査されているため，便宜，11 月の収支を 10・11 月の 2 か月平均とみなして集計した。

③宮城県丸森町の全調査単位区

「所得資産集計体系」においては，基本調査では年収・貯蓄等調査票が回収されていないものの，簡易調査では調査票が回収されたことから，通常どおりの集計を行った。

「家計総合集計体系」においては，家計簿（11 月）がなく，家計簿（10 月）は調査されているため，便宜，10 月の収支を 10・11 月の 2 か月平均とみなして集計した。

④宮城県（丸森町を除く），福島県，茨城県，栃木県，東京都，長野県下の被災調査単位区

被災調査単位区における家計簿の回収率は，概して，被災していない調査単位区をやや下回る程度であった。

結果への影響は限定的と考えられることから，通常どおりの集計を行った。

(2) 簡易調査

世帯票，年収・貯蓄等調査票の配布・回収スケジュール変更又は同市内での調査単位区変更は，ほとんど結果に影響を与えないと考えられることから，通常どおりの集計を行った。

別紙4-1 分類項目ごとに留意すべき事項（家計総合集計）

(1) 収支項目分類

- ・COICOP分類の集計は、収支項目分類の品目分類からCOICOP分類へ機械的に組み替えて行っている。なお、品目分類の1品目がCOICOP分類の複数項目に分類される場合でも、分割を行わず、便宜COICOP分類の1項目に対応させて組み替えている。

(2) 消費支出月額階級

- ・収支項目分類が「細分類」及び「中分類」の結果表では、「消費支出」の金額に基づいている。収支項目分類が「COICOP分類」の結果表でも、同じ階級を適用する。
- ・収支項目分類が「財・サービス区分」の結果表では、「財・サービス支出」の金額に基づいている。財・サービス支出計は、「細分類」及び「中分類」の消費支出に含まれる一部の品目（贈与金など）を含まないため、「財・サービス支出」に基づく階級と、「消費支出」に基づく階級では、各階級に含まれる世帯が異なる。

(3) 十分位階級，五分位階級

- ・分位階級は、世帯属性により以下の四種類の分位を作成している。
 - ①総世帯・全世帯
 - ②総世帯・勤労者世帯
 - ③二人以上の世帯・全世帯
 - ④二人以上の世帯・勤労者世帯

各々の結果表では、その表章対象（「世帯の種類」・「世帯区分」）に応じ、便宜、上記①から④のいずれかの分位を適用している。

総世帯・全世帯	①
総世帯・勤労者世帯	②
総世帯・無職世帯	①
総世帯・その他の世帯	①
二人以上の世帯・全世帯	③
二人以上の世帯・勤労者世帯	④
二人以上の世帯・無職世帯	③
二人以上の世帯・その他の世帯	③
単身世帯・全世帯	①
単身世帯・勤労者世帯	②
単身世帯・無職世帯	①
単身世帯・その他の世帯	①

例えば、世帯の種類が「総世帯」で世帯区分が「全世帯」の結果表では、①（総世帯・全世帯）の分位を適用しているため、結果表上では第Ⅰから第Ⅹ分位の世帯数分布がそれぞれ総数を10等分したものとなる。一方、世帯の種類が「単身世帯」で世帯区分が「全世帯」の結果表では、便宜、①（総世帯・全世帯）の分位を適用（総世帯の世帯数分布が10等分されるような分位）しているため、結果表上で第Ⅰから第Ⅹ分位の世帯数分布は10等分とならない。

(4) 年間収入階級，世帯主の年間収入階級

- ・世帯の年間収入額が不詳の世帯については、世帯主の職業、消費支出額、世帯主の年齢、有業人員により推計して、世帯の年間収入額を補定している。ただし、世帯主の年間収入額は不詳のままとしている。

- ・世帯主の年間収入階級は、年収・貯蓄等調査票により調査した世帯主の年間収入（「送り金」を含む。）に基づいている。なお、「現物収入」は世帯主の年間収入に含まれない。
- ・世帯主の年間収入階級について、世帯主の年間収入額が不詳の世帯は、世帯主の年間収入階級の「平均」にのみ含まれる。世帯主の年間収入額が0の世帯は、最も金額の低い階級に含まれる。ただし、世帯主の年間収入十分位階級・五分位階級では、世帯主の年間収入額が0の世帯は「平均」にのみ含まれる。

(5) 資産額階級

- ・「純資産総額（純金融資産＋住宅・宅地）」が0及びマイナスの世帯は、最も金額の低い階級に含まれる。
- ・「純資産総額（純金融資産＋住宅・宅地）」が不詳の世帯は、「平均」にのみ含まれる。
- ・資産額十分位階級・五分位階級での「純資産総額（純金融資産＋住宅・宅地）」が不詳の世帯は、「平均」にのみ含まれる。

(6) 貯蓄現在高階級

- ・貯蓄現在高が0の世帯は、最も金額の低い階級に含まれる。ただし、貯蓄現在高十分位階級・五分位階級では、貯蓄現在高が0の世帯は「平均」にのみ含まれる。
- ・貯蓄現在高が不詳の世帯は、「平均」にのみ含まれる。

(7) 世帯類型，高齢者世帯類型

- ・同じ世帯を「長子」と「末子」それぞれで分類している。

(8) 世帯主の配偶者の有無

- ・長期不在の家計を主に支える家族がいる世帯は、「夫婦のみ又は夫婦と未婚の子供のみの世帯」には含めない。したがって、「夫婦のみ又は夫婦と未婚の子供のみの世帯」の下位項目にある「主たる家計維持者が長期不在の世帯」に該当する世帯はない。

(9) 非就業者の有無

- ・「家計調査世帯特別調査」の調査世帯で世帯主・配偶者以外の世帯員の中に1人以上「非就業」の者がいる場合は、便宜、「他の世帯員」の非就業形態が不詳であると取り扱っている。

(10) 非同居家族の有無

- ・家計調査において世帯主が長期不在の世帯を調査対象から除外していることから、「家計調査世帯特別調査」世帯は全て「主たる家計維持者が長期不在の世帯」に該当しない。
- ・家計調査世帯票において単身世帯は「家族で同居していない者」の有無を調査していないため、便宜、「家計調査世帯特別調査」世帯のうち世帯票「単身世帯の形態」が「その他」である単身世帯は全て「主たる家計維持者以外が長期不在の世帯」に該当しないものとして取り扱っている。
- ・同じ世帯を「主たる家計維持者が長期不在の世帯」と「主たる家計維持者以外が長期不在の世帯」のそれぞれで分類している。
- ・「主たる家計維持者以外が長期不在の世帯」の内訳について、同じ世帯を「入院・介護施設に入所の非同居家族がいる」と「学業・その他の理由による非同居家族がいる」のそれぞれで分類している。

(11) 未婚の子供の数

- ・未婚の子供の数が「0人」の世帯は、「平均」にのみ含まれる。
- ・単身世帯及び二人以上の世帯のうち核家族世帯以外の世帯は、「平均」にのみ含まれる。

(12) 曜日

- ・曜日別集計においては、月極め払い等の品目（家賃、電気代など）を除いて集計しており、「消費支出」にもこれらの品目の支出額は含まれない。

別紙4-2 分類項目ごとに留意すべき事項（所得資産集計）

- (1) 年間収入
 - ・世帯の年間収入額が不詳の世帯については、所得資産集計の集計対象としていない。
（注）家計総合集計では、世帯主の職業、消費支出額、世帯主の年齢、有業人員により推計して、世帯の年間収入額を補定している世帯を集計対象としているが、所得資産集計では集計対象としていない。
- (2) 所得構成
 - ・「所得に課される税・社会保険料」及びその内訳は、年収・貯蓄等調査票による調査を行っていないため、世帯票及び年収・貯蓄等調査票の調査項目を基に世帯ごとに推計を行っている。推計方法の詳細は、『年間非消費支出の推計方法』に記載している。
 - ・「年間可処分所得（参考：従来型算定）」は下式に基づき算出している。
「年間収入」－「所得に課される税・社会保険料」
 - ・「年間第一次所得（参考：OECD新基準準拠）」は下式に基づき算出している。
「勤め先収入」＋「事業・内職収入」＋「（再掲）個人年金給付」＋「利子・配当金」＋「その他の収入」＋「現物収入」＋「仕送り金」－「仕送り金支出」
 - ・「年間市場所得（参考：OECD新基準準拠）」は下式に基づき算出している。
「年間第一次所得（参考：OECD新基準準拠）」＋「（再掲）企業年金給付」
 - ・「年間粗所得（参考：OECD新基準準拠）」は下式に基づき算出している。
「年間市場所得（参考：OECD新基準準拠）」＋「公的年金・恩給給付」＋「社会保障給付金（公的年金・恩給以外）」－「企業年金保険料」
 - ・「年間可処分所得（参考：OECD新基準準拠）」は下式に基づき算出している。
「年間粗所得（参考：OECD新基準準拠）」－「所得に課される税・社会保険料」
－「固定資産税・都市計画税」－「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」
- (3) 世帯主の年間収入階級
 - ・年収・貯蓄等調査票により調査した世帯主の年間収入（「仕送り金」を含む。）に基づいている。なお、「現物収入」は世帯主の年間収入に含まれない。
 - ・世帯主の年間収入額が不詳の世帯は、「平均」にのみ含まれる。
 - ・世帯主の年間収入額が0の世帯は、最も金額の低い階級に含まれる。ただし、世帯主の年間収入十分位階級、五分位階級では、世帯主の年間収入額が0の世帯は「平均」にのみ含まれる。
- (4) 年間可処分所得階級
 - ・「(2) 所得構成」で示した「年間可処分所得（参考：OECD新基準準拠）」に基づき分類している。
 - ・年間可処分所得が0及びマイナスの世帯は、最も金額の低い階級に含まれる。
- (5) 資産・負債の種類
 - ・貯蓄現在高不詳の世帯又は負債現在高不詳の世帯は、「家計資産・負債に関する結果」の集計対象に含まれない。
 - ・「住宅・宅地」及びその内訳は、世帯票の調査項目等を基に世帯ごとに資産額を評価している。具体的な評価方法は、『家計の住宅・宅地資産の価額評価方法』に記載している。

(6) 資産額階級

- ・「純資産総額（純金融資産＋住宅・宅地）」が0及びマイナスの世帯は、最も金額の低い階級に含まれる。
- ・「純資産総額（純金融資産＋住宅・宅地）」が不詳の世帯は、「平均」にのみ含まれる。
- ・資産額十分位階級・五分位階級での「純資産総額（純金融資産＋住宅・宅地）」が不詳の世帯は、「平均」にのみ含まれる。

(7) 貯蓄現在高階級

- ・貯蓄現在高が0の世帯は、最も金額の低い階級に含まれる。ただし、貯蓄現在高十分位階級・五分位階級では、貯蓄現在高が0の世帯は「平均」にのみ含まれる。
- ・貯蓄現在高が不詳の世帯は、「平均」にのみ含まれる。

(8) 負債現在高階級

- ・負債現在高十分位階級・五分位階級では、「負債なしの世帯」は「平均」にのみ含まれる。
- ・負債現在高不詳の世帯は、「平均」にのみ含まれる。

(9) 十分位階級、五分位階級

- ・分位階級は、世帯属性により以下の四種類の分位を作成している。
 - ①総世帯・全世帯
 - ②総世帯・勤労者世帯
 - ③二人以上の世帯・全世帯
 - ④二人以上の世帯・勤労者世帯

各々の結果表では、その表章対象（「世帯の種類」・「世帯区分」）に応じ、便宜、上記①から④のいずれかの分位を適用している。

- 総世帯・全世帯・・・・・・・・①
- 総世帯・勤労者世帯・・・・・・・・②
- 総世帯・無職世帯・・・・・・・・①
- 総世帯・その他の世帯・・・・・・・・①
- 二人以上の世帯・全世帯・・・・・・・・③
- 二人以上の世帯・勤労者世帯・・・・④
- 二人以上の世帯・無職世帯・・・・③
- 二人以上の世帯・その他の世帯・・・・③
- 単身世帯・全世帯・・・・・・・・①
- 単身世帯・勤労者世帯・・・・・・・・②
- 単身世帯・無職世帯・・・・・・・・①
- 単身世帯・その他の世帯・・・・①

例えば、世帯の種類が「総世帯」で世帯区分が「全世帯」の結果表では、①（総世帯・全世帯）の分位を適用しているため、結果表上では第Ⅰから第Ⅹ分位の世帯数分布がそれぞれ総数を10等分したものとなる。一方、世帯の種類が「単身世帯」で世帯区分が「全世帯」の結果表では、便宜、①（総世帯・全世帯）の分位を適用（総世帯の世帯数分布が10等分されるような分位）しているため、結果表上で第Ⅰから第Ⅹ分位の世帯数分布は10等分とならない。

(10) 世帯類型、高齢者世帯類型

- ・同じ世帯を「長子」と「末子」それぞれで分類している。

- (11) 世帯主の配偶者の有無
- ・長期不在の家計を主に支える家族がいる世帯は、「夫婦のみ又は夫婦と未婚の子供のみの世帯」には含めない。したがって、「夫婦のみ又は夫婦と未婚の子供のみの世帯」の下位項目にある「主たる家計維持者が長期不在の世帯」に該当する世帯はない。
- (12) 非就業者の有無
- ・「家計調査世帯特別調査」の調査世帯で世帯主・配偶者以外の世帯員の中に1人以上「非就業」の者がいる場合は、便宜、「他の世帯員」の非就業形態が不詳であると取り扱っている。
- (13) 非同居家族の有無
- ・家計調査において世帯主が長期不在の世帯を調査対象から除外していることから、「家計調査世帯特別調査」世帯は全て「主たる家計維持者が長期不在の世帯」に該当しない。
 - ・家計調査世帯票において単身世帯は「家族で同居していない者」の有無を調査していないため、便宜、「家計調査世帯特別調査」世帯のうち世帯票「単身世帯の形態」が「その他」である単身世帯は全て「主たる家計維持者以外が長期不在の世帯」に該当しないものとして取り扱っている。
 - ・同じ世帯を「主たる家計維持者が長期不在の世帯」と「主たる家計維持者以外が長期不在の世帯」のそれぞれで分類している。
 - ・「主たる家計維持者以外が長期不在の世帯」の内訳について、同じ世帯を「入院・介護施設に入所の非同居家族がいる」と「学業・その他の理由による非同居家族がいる」のそれぞれで分類している。
- (14) 未婚の子供の数
- ・未婚の子供の数が「0人」の世帯は、「平均」にのみ含まれる。
 - ・単身世帯及び二人以上の世帯のうち核家族世帯以外の世帯は、「平均」にのみ含まれる。
- (15) 住宅ローン返済額階級、住宅ローン返済割合階級
- ・「家計調査世帯特別調査」の調査世帯のうち世帯区分が「その他の世帯」については、便宜、住宅ローンの支払不詳として取り扱っている。
 - ・「住宅ローン返済割合」は、「年間可処分所得（参考：OECD新基準準拠）」に対する「住宅ローン返済額」の割合によって下式で算出している。なお、住宅ローン返済額が20万円以上の場合は、住宅ローン返済額（月額）を「20万円」として下式により算出している。
- 「住宅ローン返済割合」＝（住宅ローン返済額（月額）×12÷年間可処分所得）×100
- ・「住宅ローン返済額（月額）」には、ボーナス払いを含まない。

(参考) 不詳について

不詳とは、該当項目の記入不備などのため、数値を計上できないもののことである。全国家計構造調査では、一部を除き統計表の数値には、「平均（総数）」に「不詳」の数を含むことから、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

なお、調査結果の精度を確認する観点から不詳の割合を確認する場合、例えば次式により算出することができる。

$$\text{○不詳の割合（％）} = (\text{世帯数分布の総数} - \text{内訳項目の世帯数分布の計}) \div \text{世帯数分布の総数} \times 100$$

<世帯主が就業者のうち「世帯主の職業」が不詳の割合の算出例>
家計収支に関する結果の第1-6表の「世帯数分布」から下式で算出

$$\begin{aligned} \text{不詳の割合（3.5％）} &= (\text{「就業者」の世帯数分布（35,355,687）} - \text{「労務作業者」の世帯} \\ &\text{数分布（10,349,931）} - \text{「職員」の世帯数分布（17,698,378）} - \text{「個人営業」の世帯数分布} \\ &\text{（4,211,706）} - \text{「その他」の世帯数分布（1,853,659）}) \div \text{「就業者」の世帯数分布} \\ &\text{（35,355,687）} \times 100 \end{aligned}$$

別紙4-3 分類項目ごとに留意すべき事項（分布指標）

(1) 集計区分

- ・世帯別結果の集計においては、所得資産集計に用いた集計用乗率をそのまま用いる。世帯人員別結果の集計においては、各世帯の世帯員について、世帯別の集計用乗率をそのまま適用する。
- ・【2014年調査の集計方法による「基本調査」の集計】においては、基本調査の調査世帯のみを集計対象として、2014年調査本集計と同様の方法により作成した集計用乗率を用いる（詳細は別紙2のIVを参照）。

(2) 集計対象

- ・以下の世帯は集計対象から除外している。
 - 年間収入が不詳の世帯
 - 18歳未満の単身世帯
 - 「家計を主に支える人」が世帯員以外の家族である世帯（単身赴任、出稼ぎなどで「家計を主に支える人」が3か月以上不在の世帯）
 - 単身赴任、出稼ぎの単身世帯

(3) 所得構成

- ・「所得に課される税・社会保険料」及びその内訳は、年収・貯蓄等調査票による調査を行っていないため、世帯票及び年収・貯蓄等調査票の調査項目を基に世帯ごとに推計を行っている。推計方法の詳細は、『年間非消費支出の推計方法』に記載している。
- ・「年間可処分所得（参考：従来型算定）」は下式に基づき算出している。
「年間収入」－「所得に課される税・社会保険料」
- ・「年間第一次所得（参考：OECD新基準準拠）」は下式に基づき算出している。
「勤め先収入」＋「事業・内職収入」＋「（再掲）個人年金給付」＋「利子・配当金」＋「その他の収入」＋「現物収入」＋「仕送り金」－「仕送り金支出」
- ・「年間市場所得（参考：OECD新基準準拠）」は下式に基づき算出している。
「年間第一次所得（参考：OECD新基準準拠）」＋「（再掲）企業年金給付」
- ・「年間粗所得（参考：OECD新基準準拠）」は下式に基づき算出している。
「年間市場所得（参考：OECD新基準準拠）」＋「公的年金・恩給給付」＋「社会保障給付金（公的年金・恩給以外）」－「企業年金保険料」
- ・「年間可処分所得（参考：OECD新基準準拠）」は下式に基づき算出している。
「年間粗所得（参考：OECD新基準準拠）」－「所得に課される税・社会保険料」－「固定資産税・都市計画税」－「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」
- ・「年間可処分所得（参考：従来型算定）」、「年間第一次所得（参考：OECD新基準準拠）」、「年間粗所得（参考：OECD新基準準拠）」及び「年間可処分所得（参考：OECD新基準準拠）」について、算出額がマイナスとなる世帯については、OECD事務局の提示した方法に基づき控除項目の減額処理を行っている。そのため、所得資産集計における当該項目とは必ずしも一致しない。

(4) 年間可処分所得階級

- ・年間可処分所得が0の世帯は、最も金額の低い階級に含まれる。

(5) 等価可処分所得階級

- ・等価年間可処分所得が0の世帯員は、最も金額の低い階級に含まれる。

- (6) 資産・負債の種類
- ・「住宅・宅地」及びその内訳は、世帯票の調査項目等を基に世帯ごとに資産額を評価している。具体的な評価方法は、『家計の住宅・宅地資産の価額評価方法』に記載している。
- (7) 資産額階級
- ・「純資産総額（純金融資産＋住宅・宅地）」が0及びマイナスの世帯は、最も金額の低い階級に含まれる。
 - ・「純資産総額（純金融資産＋住宅・宅地）」が不詳の世帯は、「平均」にのみ含まれる。
 - ・資産額十分位階級・五分位階級での「純資産総額（純金融資産＋住宅・宅地）」が不詳の世帯は、「平均」にのみ含まれる。
- (8) 等価資産・負債の種類
- ・貯蓄現在高不詳の世帯員又は負債現在高不詳の世帯員は集計対象に含まれない。
- (9) 等価資産額階級
- ・「等価純資産総額」が0及びマイナスの世帯員は、最も金額の低い階級に含まれる。
 - ・「等価純資産総額」が不詳の世帯員は、「平均」にのみ含まれる。
- (10) 十分位階級，五分位階級
- ・分位階級は、「総世帯・全世帯の世帯員」の分位を作成し、第7-157-1表を除く全ての結果表に適用している。
 - ・第7-157-1表については、「総世帯・全世帯で18～65歳の世帯員」及び「総世帯・全世帯で66歳以上の世帯員」の分位を作成し、適用している。
- (11) 分位数
- ・「中位数」，「第1・四分位数」，「第3・四分位数」，「第1・十分位数」及び「第9・十分位数」については、当該項目が「0」の世帯（員）を除いて算出している。ただし、以下の項目については当該項目が「0」の世帯（員）を含めて算出している。
 - 年間（等価）可処分所得
 - 年間（等価）第一次所得
 - 年間（等価）市場所得
 - 年間（等価）粗所得
 - （等価）純金融資産（マイナスの世帯（員）も含めて算出）
 - （等価）純資産総額（マイナスの世帯（員）も含めて算出）
- (12) 資産面からみた貧困に関する指標
- ・「資産額不詳の世帯員を含む」との注記がある場合を除き、貯蓄現在高不詳の世帯員又は負債現在高不詳の世帯員は集計対象に含まれない。
 - ・所得の貧困線としては、「資産額不詳の世帯員を含む」との注記がある場合を含め、貯蓄現在高不詳の世帯員又は負債現在高不詳の世帯員を除いた、等価可処分所得の中位数の50%の額を用いる。集計対象世帯の違いにより、所得面からみた貧困に関する指標における貧困線とは、額が異なる場合がある。
- (13) 負債保有世帯の各種指標
- ・負債現在高（金融負債残高）が1万円以上の世帯を集計対象とする。なお、貯蓄現在高不詳の世帯又は負債現在高不詳の世帯は集計対象に含まれない。

別紙5 記号の凡例・秘匿処理

I 記号の凡例

- 1 統計表中に使用されている記号等は、以下のとおりである。
 - ・ 「-」は、該当数値のないことを示す。
 - ・ 「0」（0.0, 0.00）は、表章単位未満の数値であることを示す。例：0.04 → 0.0
 - ・ 「X」は、該当数値が秘匿されていることを示す。
- 2 統計表の表題の中の「・」は、前後の分類項目が組み合わされていないことを示す。また、表題の中の「,」は、前後の分類項目が組み合わされていることを示す。

II 秘匿処理

調査世帯の回答の秘密を保護する観点から、集計世帯数が2.5未満のときは、金額等を「X」と表章している。

また、「集計世帯数」が1（世帯）となるセルを特定できないようにする観点から、「集計世帯数」は概数を表章している。具体的には、集計世帯数が5未満のときは「X」と表章し、集計世帯数が5以上のときは1の位で四捨五入して表章している。

（例：集計世帯数7世帯 → 「集計世帯数（概数）」に「10」と表章）